

国不建第200号
令和6年3月29日

各保証事業会社社長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

令和6年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第2条第3号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第4条の規定に基づく協議が整いましたので、参考にされたく通知します。

なお、前払金の使途の範囲を拡大する特例については、継続されることとなりましたが、東日本大震災の被災地域における特例については、令和5年度をもって終了することとなりました。

これを受け、下記の通り取り扱うこととしますので、適切に対応されるようよろしくお願いいたします。

また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及びその特例についても、引き続き、適切に対応されるようよろしくお願いいたします。

記

使途拡大特例の適用対象となる前払金（中間前払金を除く。以下同じ。）は、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものとなった。

なお、特例により前金払の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とされている。

また、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに請負契約を締結し

た工事であって特例を適用していないものについては、必要に応じて発注者と受注者間で協議の上当該請負契約を変更し、特例を適用するものとする。